



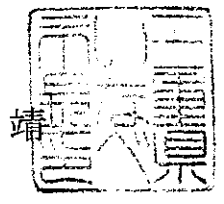
いなべ市告示第 121 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、本市の区域内において字の区域を変更したので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示します。

なお、この処分は、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 4 第 1 項において準用する同法第 54 条第 4 項の規定による換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成 28 年 9 月 8 日

いなべ市長 日 沖



いなべ市大安町梅戸字北川原に編入する区域

いなべ市大安町門前字東川原 1 6 2、大安町南金井字下川原 6 6 7 の 2、6 6 8 の 2、6 7 2 の 1、6 7 3 の 1、6 7 4 から 6 7 6 まで、6 7 7 の 2、字中川原 6 8 4 の 2、6 8 4 の 3、6 8 7、6 8 8、6 8 8 の 1、6 8 9 から 6 9 9 まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部、大安町大泉字下中島 2 2 9 の 2、2 3 1 の 2、2 3 1 の 4、2 3 2 の 2 及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部、字西神貝 3 7 0 の 1、3 7 0 の 4、3 7 7、3 7 8、3 7 8 の 1、3 8 5 の 1 から 3 8 5 の 3 まで、3 8 6 の 1、3 8 7 から 3 9 6 まで、3 9 6 の 1、3 9 6 の 2、3 9 7、3 9 8、3 9 9 の 1、

399の2、400の1、401、401の1、445の35、454  
の1、455の1、455の2、458の1、459の1、459の2、  
460から469まで、469の1、469の2、470、471、4  
71の5及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全  
部、字東神貝472、511の1、512、513の1、514の3、  
515の1、515の6、518、518の1、519の2、521の  
2及びこれらの区域に介在する水路である公有地の全部、大安町東一色  
字中島9の2、9の3、10の2、11の2、12の2、13の1、1  
4の2、大安町西方字下中島843、員弁町東一色字中島2から8まで、  
9の1、10の1、11の1、12の1、13の2、14の1、18、  
19、21から28まで、28の2から28の6まで、29、29の1、  
29の2、37、38、46、47、62の2、62の3、71の3、  
71の4、72の1から72の4まで、73、73の1、74、75、  
75の1、76及びこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の  
一部、員弁町大泉字西神貝386の2、字東神貝474から483まで、  
484の1、485の1から485の3まで、486、486の1、4  
90の2、491の3、492から497まで、498の2、498の  
3、499、499の1、500から502まで、503の1から50  
3の3まで、504から506まで、506の1、507、507の1、  
508、509、510の1、510の2、511の2、513の2、

514の1、514の2、515の2から515の5まで、516、517、519の1、520、521の1、522、523の1及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部、員弁町南金井字下川原654の1、655から666まで、667の1、668の1、669から671まで、672の2、673の2、677の1、678から683まで、員弁町梅戸字北川原2636から2639まで、2639の1、2640から2642まで、2643の2、2644及びこれらの区域に介在する水路である公有地の全部、員弁町大木字中島17の2、18の2及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部